

京都市訓令甲第 21 号

序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表第1局長及び担当局長（総合企画局都市経営戦略担当局長、文化市民局文化芸術担当局長及びスポーツ担当局長、保健福祉局医務担当局長、都市計画局都市政策担当局長及び建築技術・景観担当局長並びに建設局防災減災・公園利活用担当局長を除く。）の項第31号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第32号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表第1部長及び室長の項第13号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第14号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表第1担当部長並びにエネルギー政策部長、学校跡地活用促進部長、SDGs・市民協働推進部長、京都創生推進部長、大学政策部長、政策企画調整部長、京都芸大・文化連携推進部長及び地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長の項中「エネルギー政策部長」の右に「、脱炭素地域創出促進部長」を、「学校跡地活用促進部長」の右に「、創生戦略部長」を加え、「、京都創生推進部長」を削る。

別表第1課長、副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長、政策企画調整第一課長、情報管理課長及び統計解析課長を含む。）及び担当課長の項第18号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第19号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表第1庶務担当課及び庶務担当室の係長（担当課長補佐及び担当係長を含む。）の項中「担当課長補佐及び」を削る。

別表第2管財契約部長の項第2号中「20,000,000円」を「50,000,0

00円」に改め、同項第3号中「100,000,000円」を「200,000,000円」に改める。

別表第2契約課長の項第1号中「5,000,000円」を「20,000,000円」に改め、同項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同項第2号中「30,000,000円」を「100,000,000円」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 1件400,000,000円未満の工事請負契約における予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格に関すること。

別表第2契約課長の項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 1件80,000,000円未満の物品等の調達契約における予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格に関すること。

別表第2観光おもてなし課長の項中「観光おもてなし課長」を「観光企画課長」に改める。

別表第2生活福祉部長の項中第10号から第12号までを削り、第13号を第10号とし、第14号を第11号とする。

別表第2保健福祉局医療衛生担当局長の項を削る。

別表第2建設局防災減災・公園利活用担当局長の項を次のように改める。

| | |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設局土木技術・防災減災・公園利活用担当局長 | (1) 1件80,000,000円未満の測量、地質調査及び設計委託の決定に関すること。 (2) 1件150,000,000円以下の工事施行決定に関すること。 (3) 前2号に掲げる専決事項のほか、担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。 |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)